

タイトル	敗戦直後日本の労働運動(2)
著者	美馬, 孝人
引用	季刊北海学園大学経済論集, 56(4): 1-12
発行日	2009-03-25

《論説》

敗戦直後日本の労働運動(2)

美 馬 孝 人

1. 三井芦別炭鉱従組の結成

日本の敗戦によって、それまで強制的に連行されて炭鉱などで働かされていた朝鮮人と中国人たちは、人身の自由を取り戻した。全北海道労働組合協議会編『北海道労働運動年表（戦後編）』（1971年）には、1945年8月15日「井華歌志内鉱で朝鮮人労働者の激発はじまる」、9月3日～6日「地崎組（赤平町平岸）の中国人578名食糧・物資の配給を要求し闘争」と記録されており、9月から10月にかけてこのような外国人労働者の暴動的な動きは、全道各地に広がっていったことがわかる。三好宏一氏は、これが約4か月続いたと述べている（『労働運動の道しるべ』三好宏一先生論文集刊行委員会 2005年、65ページ）。

また『年表』には、9月6日「木下源吾、三井芦別で戦後初めての炭鉱組合を結成という」と記録されている。その三井芦別労働組合を結成した当事者である大島常次郎氏は、当時の状況を次のように記している。「奴隷のように酷使された朝鮮人、華人は、終戦と同時に急に威張りだした。年来のうっ憤を急激に晴らそうとしたのであろう。彼らは食料の不足が一番不満だったので、鉱業所の配給所を襲った。手当たり次第、目ぼしいものを持ち去った。形容の出来ない略奪だった。配給所の係員達は、ただぼう然と見守るばかりであった。彼らの日本人に対する態度は、

……言語に絶するものがあつた。……文字通り無警察状態だった。」（大島常次郎『私の終戦秘録 三井芦別炭鉱』交通日本社、昭和41年、80-1ページ）

戦前から三井芦別炭鉱で一鉱員として働いており、労働運動に関心をもち、また太平洋戦争を無謀で勝ち目のない戦争と考えていた大島氏は、外国人労働者の酷使に対しても批判的であり、彼らの境遇の改善を図っていたことから襲撃されることはなかった。茫然自失状態に陥り、無気力になっている日本人鉱員が多いなかで、炭鉱労働の過酷さを知り尽くしていた大島氏は、敗戦下で炭鉱夫の生活を確保し維持するために活動し始めた。

「現下の急務は、日々の食料の増配と、鉱業所側のわれわれに対する人権を尊重させることが先決。その目的を達成するため、われわれ労働者の団結を固め、鉱業所と交渉を開始することが最も当を得た方法であると思われる」（同上、86ページ）。そこで昭和20年10月7日、20人の労働組合結成準備委員を選出し、翌8日、「鉱業所へ要求事項を突きつけ、団体交渉をすることにした」（同上）。

7項目要求について3時間協議し、13日に再度協議したが、具体的成果はなかった。この交渉を強力に進めるためにも一日も早く組合を結成する必要があることを悟り、組合員の獲得に努力し約700名を組織した。「私は道労働運動の大先輩である旭川市在住の木下源吾氏に結成準備の報告をし、綱領規約など

の指導を仰」いだ。木下氏起草の規約は次のとおりであった。

「三井芦別炭鉱従業員組合規約

第1条 本組合は三井芦別炭鉱従業員組合と称す。

第2条 本組合は同炭鉱に稼働する一切の男女従業員を以って組織する。

第3条 本組合は事務所を西芦別に置く。

第4条 本組合は民主主義を奉じ、労働条件の維持向上を図るを以って目的とする。

第5条 本組合は前条の目的を達成するため、芦別町に於ける一切の軍国主義的色彩を払拭し、自主的組織を活用して左の事業を行なう。

- 1, 民主主義研究の集会。出版物の頒布。
- 2, 芸術向上の研究。
- 3, 炭鉱経営に関する研究。
- 4, 賃金決定機関確立と、それへの労働代表参加。
- 5, 配給の公平を維持するため、配給機構確立と同機関への労働代表の参加。
- 6, 団体交渉権獲得のための闘争。
- 7, 以上のほか大会及び執行委員会における決定事項。

第6条～9条 省略」(同上 89-90 ページ)

この規約をもとに1945年10月21日、三井芦別炭鉱従業員組合は鉱業所産報会館において結成大会を開き、大島委員長以下の役員を選出して本格的な活動を開始した。このとき、会社側に対する次のような要求を満場一致で決議し、翌22日の交渉によって概ね満足すべき回答を得た。

「1, 稼働者(出勤者)に対する生活の保証を求める。但し坑外夫、坑内夫における多少の差額は認める。

- 1, 徴用解除による手当または慰労金支給に関する件。但し戦時中、当鉱山従業員に限度を越えた労働を強制し、それによって得た会社側の利益の分配をなすべ

し。戦時中における出炭、その他収支計算表を提出せらるべし。

- 1, 組合より指名せる人物の処分を即刻に実行すること。その人物は別紙の通り。

- 1, 団体協約権を確保することの承認。

- 1, 以上の要求条件は、即刻承認すべきことを要求する。

- 1, 大会の決議(満場一致可決)にもとづく罷業の損害は、当然鉱業所側の負担とすること。

{別紙} 即刻処分を要求する人物

労務課長、資材課長、労務外勤(鶴、千葉の兩人)

1 坑 脇田係長

2 坑 篠原係長 稲益係長補佐

坑内係員 高田文四郎

北進寮 仮合宿各寮長

[追加事項]

- 1, 稼働者が要求する金融に関する件

- 1, 保安、その他火薬取扱いに関する件」
(同上、95-6 ページ)

大島氏は、会社との交渉や官庁への陳情、あるいは他の炭鉱組合の結成援助などに東奔西走するが、1946年2月2日の大会で批判勢力によって組合長の地位を追われ、会社からも解雇処分を受ける。ここに引用した小著は、組合結成の経過と自らの身に降りかかった不当な処分への戦いの記録である。大島氏が去った後も、三井芦別労組は3千人以上の組合員を擁する強力な組合となっていくのであるが、この小著には、敗戦直後の外国人労働者の蜂起、占領軍によってもたらされた人権感覚、組合結成の重要な契機となった食糧不足、戦前の労務管理担当者に対する烈しい反発、戦前労働運動指導者の役割、あるいは当時結成された新組合の団体交渉の様子とその「威力」が生き生きと記録されている。

2. 新生労組と生産管理闘争

三井芦別労組に続き、他の三井系炭鉱はもとより、北炭系、三菱系、住友系、雄別系、明治系、あるいは中小炭鉱にも次々と労働組合が結成され、1945年末、全北海道の炭鉱労働者の組織率は77%に達し、組合員数5万5千を数えた。北海道の労働運動は炭鉱労働者の運動からはじまったといわれているが、全国的に炭鉱労組を見ても北海道は先頭を切っていた。これは炭鉱における労働者達が労働と生活の場で緊密な人間関係を築いていることを背景として、その低い地位、烈しい肉体労働、危険な労働環境、苛酷で非人間的な労務管理に対する憤懣が一気に噴出したことによるが、多くの外国人労働者を導入した北海道における「植民地的」搾取に対する反発の結果でもあった。北海道における労働組合の創立宣言の中にはよく「植民地的搾取からの解放」という文言が掲げられていた（前掲『労働運動の道しるべ』63ページ）。

三井美唄炭鉱でも、1945年9月に本格化した外国人労働者の蜂起・暴動の後、日本人労働者達による労働組合が結成されていった。11月3日、組合設立準備会が予定されていたが、そこにあまりに多くの労働者がぞくぞくと詰め掛けたため、急遽創立大会に切り替えることになった。大会は用意された綱領、規約を承認した後、賃金の大幅引上げ、食糧確保、労働条件改善を要求することを決議した。5日に第1回の団体交渉をもったが、話し合いは進まず、組合は14日一番方からストライキ闘争に入った。このストライキは「賃金は一方あたり出勤手当を含めて5円とする。買出し資金は貸与する」との回答を得ることにより終わったが、急速なインフレの進行により、12月にも大幅賃上げ要求を出すことになった（毎日新聞社編『私たちの証言 北海道終戦史』133ページ）。

組合は12月の大会で再び大幅賃上げ要求

を決め、5日から賃金交渉をはじめたが、会社側は「先月も上げ、また今月も上げることは出来ない」とかたくなに繰り返したため、組合は6日からストライキに突入した。組合は連日太鼓を先頭に赤旗を押し立てて、職員社宅へ向けてデモ行進を繰り返したものの交渉は進まず、執行部は戦術として生産管理を検討しはじめた。生産管理の複雑さ困難さに対して、組合側はその断行に責任を持てるという自信があったわけではなかったが、たまたま組合が繰り出した行動隊の攻撃を恐れた当時の鉱業所所長が、鉱業所から逃げ出すというハプニングが起こった。

組合は、「所長がヤマを放棄してしまったから、われわれの手で石炭を掘ろう。石炭の一かたまりは、血の一滴といわれるほど社会が求めているのだから、と生産管理を呼びかけ、12日から突入した」。組合執行部は会社側の妨害への対処を検討していたが、会社側はほとんど抵抗せず、生産管理は比較的スムーズに行なわれ28日まで続いた。「4千9百人の組合員は、組合の指令一本で、あるものは採炭現場へ、あるものは選炭場へ、見事な統制で出勤した。その結果、石炭もどんどん掘り出され、会社側が経営していた時よりも多くの石炭が掘り出された。その間、政府、会社側、組合ともに事態収拾について活発に動いた。その結果、当時の星島二郎通産大臣の裁断によって、坑内18円、坑外10円の新賃金が決定された。この新賃金はその後、道内各炭鉱に適用されることになったが、この生産管理は、戦後初の本格的な労働争議であった」（同上、133-4ページ）。

炭鉱会社側が積極的に生産の主動力を発揮して労働者の生活を守ろうとしない状況下において、このような生まれたての労働組合による自然発生的な生産管理闘争は他にも波及していき、1946年前半には北海道内の各炭鉱で行なわれた。「三菱美唄（12日間）、雄別茂尻（3日間）、住友弥生（12日間）、明

治庶路（4日間）、三菱日東美唄（59日間）、北炭系全山（21日から60日間）など」（同上134ページ）である。

三菱美唄炭鉱では、労組の生産管理闘争中に「人民裁判」事件が起きた。これも当時の労働運動の特徴を示すものであるから、労働組合側の記録を中心に経過をたどってみよう。敗戦当時、三菱美唄炭鉱には「日本人労働者4千人、朝鮮人労働者5千人、中国人労働者264人が働いていたが、中国人労働者の蜂起で山の沈黙は破られた」（三菱美唄炭鉱労働組合編『炭鉱に生きる』岩波新書 1960年、131ページ）。

戦争中、過酷な強制労働と肉体的再生産さえ不十分な過少で劣悪な食糧供給、そして日常的な暴力行為に忍従していた外国人労働者は、日本の無条件降伏を知るといっせいに蜂起した。「三菱美唄炭鉱では徒党を組んで配給所、商店街を白昼堂々と襲い、食料品や衣類を手当たり次第に着用したり、腕時計・万年筆・眼鏡を通行人から略奪した。さらに彼らを虐待した日本人の職制を探し、半殺しになるほどの制裁を行った。……戦争中彼らを虐待した係員は難を逃れるため、一時離山して姿をかくす有様であった」（同上132ページ）。このような無警察状態は9月、10月と続き、職制は権力を失い、労働者の入坑は減り、石炭の生産量は激減した。

「食料の遅欠配、暴動と混乱した炭鉱は、まったくの無秩序のままで放置されていた。このようなとき進んでいる労働者の間には、新しい労働組合結成の勢力が芽生えていた……弾圧を避けるため夫人の姓を名乗って入山したインテリ水谷孝をはじめ、戦前工場労働者として闘争に参加した経験をもつ労働者が先頭に立った……昭和20年11月4日午前9時、かつての協和会館では労働者自らの手による劇的な組合創立大会が開かれた。大正2年（1913）開坑以来、冷酷な独占資本の圧制のもとに低賃金で半奴隷的に酷使され、尊

い血潮に彩られた三菱美唄炭鉱に労働組合が生まれる。労働者は酷寒について定刻前からぞくぞくとつめかけ超満員。驚きと、喜びと、期待の錯綜した感動が会場に渦巻いていた」（同上、133-7ページ）。

初めての団体交渉は、11月13日に開かれ「賃金10割値上げ」、「主食物増配」、「8時間労働制の実施」など約30項目が要求され、20日に回答が出された。炭鉱夫には閣議決定の石炭緊急対策に基づき、工場労働者の8割増の賃上げ実施、8時間労働、賃金とは別の出勤手当支給、生活物資配給のために労働組合との協議機関設置など、重要な要求の大半が認められた。「職制と対等な立場で労働条件を改善するようになると、職場の秩序も見違えるようにととのった」。出稼率は昭和20年10月坑内夫32%から12月81%、21年1月、2月と徐々に上がって3月88%へ、坑外夫も20年12月から90%台を維持するようになった。石炭生産高も月間1万トン台から3万トンを越えるようになった（同上、138ページ）。

政府は基幹産業である炭鉱に重点的に資源を注入する方針をとり、昭和20年12月27日、炭鉱労働者の新賃金基準として坑内18円、坑外10円を発表した。これは三井美唄でも採用されたところである。ところが会社は、この基準を採用する代わりに出勤手当（坑内5円、坑外3円）を廃止すると通告してきた。出勤手当では当時現物給与で、栄養食品としていわしを支給していた。会社側は、組合の了解を得ないままに翌月の賃金からいわしの代金を差し引いてしまった。

この措置は人間的な権利意識に目覚めつつあり、食糧不足の下で生きるために集団の力を用いようと組合に結集したばかりの人々を憤慨させた。昭和21年1月7日組合側は次の要求書を提出した。

「1、賃金改定の件（請負給の廃止）

2、出勤手当て存続の件

- 3, 木村製錬課長転任反対
- 4, 有給休暇（年間 20 日）確立の件
- 5, 公休日有給制制定の件
- 6, 婦人の生理休暇（5 日）要求の件
- 7, 産前産後有給休暇確立の件
- 8, 健康保険標準日額支給の件」（同上,
139-40 ページ。木村課長とは絶対愛を
標榜する人で職員組合を作り働く者の
味方をしたため、転勤・解雇のうわさ
があった—美馬）

団体交渉は色々な形で行われたが、会社側の態度は強硬で交渉は難航を極めた。炭鉱集落の各所で会議や集会が持たれ、主婦たちや子供も参加して生活の苦しさや鉱業所への不満をぶちまけた。組合会議で発言する炭鉱夫たちは、過去の過酷で差別的な仕打ちを恨み、妥協を拒否した。「口をついて出る言葉はことごとく怒りと、呪いをこめ革命前夜を思わせ」た。水谷委員長の妥協案は山元の労働者に受け入れられず、「入替わって北炭連書記長荒井英二をはじめ、日本共産党の指導者が応援に入山してきた。

昭和 21 年（1946）2 月 7 日第 3 回臨時大会は……所長、副長の列席を要求したが、身の危険を理由に拒否してきた。この大会では「坑内・坑外の請負制を全廃する」「現手当を本賃金に組入れる」「物による出勤手当あくまで存続」を再確認し、要求が容れられないときは翌 8 日から敗戦国民としての義務と権利を行使する最高の争議手段として「生産管理」を断行すると決議した」（同上、142 ページ）。

2 月 7 日、組合は労働者の手による経営管理委員会を組織し、生産管理闘争一切の指示を行うことを声明、所長及び技術管理者、職員組合に対して、「貴職に課せられたる法定職責を完遂せられたし」の要請状を送った。これに対して後藤太郎鉱業所長は「生産管理は絶対に容認できない」、安倍・富樫両副長は「技術管理は従来どおり所長の命を受けて

職責を遂行する」と声明したが、職員組合は「生産続行、保安確保に全力を尽くす」との態度を明らかにした。翌 8 日、労働組合によって経営管理委員会が組織され、経営管理事務局から指令が発せられて生産管理闘争に突入した。

「指令はつぎつぎに発せられた。指令は直ちに実行に移された。1 件の伺書類に二重三重の印を要する従来の会社機構とは雲泥の差である。倉庫が開かれた。うず高く積まれた資材の山は坑口へ吸い込まれてゆく。無い筈の砂糖が配給される。無い筈の地下足袋も配給された。食糧も開放された。これに比例して出炭はぐんぐん上昇線をたどってきた。ついに 2 千トン、敗戦以来の出炭記録を樹立したのである。降雪に阻まれる輸送路には、家庭婦人が動員され、いままでは勤労奉仕という名によって 1 銭の報酬も与えられなかったのに、生産事務当局は日当と食糧を給与した。さらに軍手や履物も給与された。数尺の降雪に埋もれたレールはつぎつぎに掘り出され、つぶれかけた輪車路の屋根も綺麗に取り除かれた」。「職場では妨害する職員を徹底的に吊し上げ協力させるなど、生産意欲はめざましかった。つぎに対外折衝の面では鉄道の組合は 1 日 2 千トンの輸送を引受け、食糧確保のため農民組合に共同闘争を呼びかけた。占領軍からは隊長以下 4 名の将兵が来山していたが、破壊行為をやらなければ生産管理はやってもよろしい、ということで干渉はしなかった」（同上、143-4 ページ）。

「こうして生産管理は 2 月 8、9、10 日と続けられたが、要求はいぜんとして容れられなかった。組合は戦術を強化した。生産面の管理から事務系等も完全掌握するため経営管理に移行したのである。経営管理事務局は 12 日以降「所長以下経営管理に協力しないものの出勤停止」を要求し、事務局を会社事務所会議室に設置した。……

明けて2月12日会社幹部は平常どおり出社した。この日、所長室は机をへだてて所長と木村事務局長が座った。……組合幹部はそれぞれの課長の席へ実力でおさまった」(同上、144ページ)。

3. 人民裁判事件

生産管理闘争続行中の2月17日、公休日を利用して組合は臨時大会を開いた。この大会は、労働組合の闘争の現状を組合員と家族に認識させ、長期的に組合員の団結力を高めるための総決起大会であった。ここには組合員をはじめ、主婦や子供も参加しており、各方面に支援要請に出かけていた組合員や主婦による帰山報告も行われた。これ以後の事態の経過を『炭鉱に生きる』によってたどれば、次のようである。

「午後3時臨時大会が終わると、所長社宅を目指す千五百名のデモが組織された。「食わせろ、働かせろ」「反動分子を追放しろ」「幣原反動内閣即時退陣」「狸御殿の隠匿物資を摘発しろ」「悪太郎を追出せ」(狸御殿は会社クラブ、悪太郎は後藤太郎所長のあだ名)など書いたプラカードを先頭に、夕闇迫る雪の路を行進した。デモ隊はドラムをたたき、小学校のラッパ手まで参加していた。

たまたまクラブでは場・所長会議で、所長・副長・庶務課長らが酒を飲んでいた。闘争委員は面会を申し入れ、大衆の前に挨拶することを再三の交渉で承諾させた。渋々いった言葉は「交渉委員をあげて誠意ある交渉をしたい」の一点張り……激昂した大衆は……口々に戦争中の圧制をなじり、飢餓を訴え、美酒美食に酔いしれる狸御殿を追及し、ある者は所長に飛びかかり……会社幹部は大衆の包囲から脱出することはできなくなった」(同上、145ページ)。

大衆は会社幹部を協和会館へと連行し、そこで「大衆交渉」「公開交渉」を始めること

になった。正面一段高い議長席には全北炭書記長荒井英二、議長に向かって左側には組合側、椿久雄、西村武夫両副委員長、その他の組合執行委員、右側には後藤所長、野田副長、大藤庶務課長が着席して「大衆交渉は進められた。時刻は2月17日午後6時30分、ここに一昼夜半36時間に亘る連続交渉がはじまるのである」(同上、146ページ)。

荒井議長が組合側の要求を一項目ずつ読み上げ、それに会社側が回答するという逐条討議方式がとられたが、所長を先頭に会社側は明確な回答を出さなかった。そのため5回にわたり逐条討議が繰り返されたが、その間会場の雰囲気は陰悪になるばかりであった。会社側と組合・労働者側のやりとりが、西村武夫氏の『人民裁判の真相』から引用されている。それによれば、戦時中所長が自宅用に会社資材を流用していたことが労働者によって証言され、若い労働者が妻のために会社のステンレスで指輪を作ったらそれが窃盗とされて職場を追放されたのに、所長が同じく貴重なステンレスで自分のためにストーブと湯沸しを作らせたことは容認されていたことなど、会社幹部が職権を利用して途方も無い悪事を働いていたことが、つぎつぎと暴露された。また一人の主婦が壇上に駆け上がり、懐からかぼちゃのワタを取り出して掲げ、自分たち炭鉱夫所帯の絶対的な食糧不足に対して会社幹部宅で飼われている犬は白米を食っていると訴えて泣き伏すなど、労働者側の会社側に対する鬱積した憤懣が噴出したのだった。

「幾回目かの審議が繰返されたあと、再び逐条審議に入ろうとしたとき、所長は「何回やってもおさらいです」といった。この声を聞くと大衆の感情は爆発した。所長の後で記録をとっていた書記が「おさらいだとは何事だ」と叫んで立上がった。そのとき机の抽出に膝をあて机に寄りかかっていた所長の脇腹に机が触れた。所長は……苦痛を訴えて病院へ行った。……交渉はさらに繰返され19

日午前3時、「貴方がたの身に代えてもこの要求を5千の労働者のために引受けてくれ。その結果貴方がたの職責に不都合が生じたときは、われわれ5千の労働者が引受けます。飢えている大衆を助けてくれ。」と交渉委員の悲痛な声に、副長、課長はこもごも立上がつて自分の職責にかえても引受けると発表した。会社側はついに重要な要求である出勤手当を承認、36時間の大衆交渉は終了したのである」(同上、149-50 ページ)。

この労働組合の強硬な交渉のやり方が「人民裁判事件」と呼ばれることになるのであるが、ここでの「妥結」事項は次のとおりであった。

「1、賃金改定の件 原則として坑内・外の請負制を廃止し、定額制となすもこれがため作業能率及び出勤率低下せる場合には、賃金制度に関し別途考慮す。現行諸手当中家族手当を除き総て本賃金に組入れるものとす

2、出勤手当存続の件 炭鉱労働者賃金に関し将来政府の基準賃金改定あるまで坑内夫1日5円、坑外夫1日3円の出勤手当を存続せしむる。但し右出勤手当は坑内夫1日平均賃金18円、坑外夫1日平均賃金10円中には含まざるものとす

3、木村製錬課長転任の件 保留す

4、有給休暇確立の件

イ、平常の業務精励慰労のため年間左の区分により有給休暇を認む

区分 支給日数 条件

坑内夫 10日 前年度欠勤日数25日以内たること

坑外夫 5日 前年度欠勤日数15日以内たること

ロ、給与 別途協議、休暇を取りたる日には出勤扱いとす

以下省略」(同上、151-2 ページ)。

この人民裁判的交渉の成功を契機として、炭鉱労働者は固く労働組合に結集するようになり、組合の基礎は揺るがぬものとなった。

政府と占領軍から石炭増産を強く求められた炭鉱の経営者側も、新たに結成された労働組合の協力なくしては石炭採掘は出来ない状態であり、経営に対する組合の参加を一概に拒否することは出来なかった。「労使双方は昭和21年(1946)4月経営協議会を設け、その中に労務・賃金・生産・厚生・生活物資などの専門委員会を設けた。組合は其中で多くの要求を出して、労働条件の改善・向上を図ったのである」(同上、153 ページ)。

他方、会社幹部が大衆交渉で吊るし上げに会っているとの連絡を受けた美唄警察署は、会社幹部を帰宅させようとしたが、組合側の阻止にあって果たせなかった。昭和40年代になって当時の警察署長は次のように証言している。

「警察が労使問題に介入していないことは現在と変わらないが、強制監禁の疑いがあるので、署長らの救出を真剣に検討した。組合員が手薄なときをねらって助け出すため、120人の警察官の応援を要請、自署員と合わせて200人で決行しようとした。しかし、その前に所長は倒れ、野田副長も失神してハンコを押したので終わった。便所へ立つにも監視がつき、一昼夜半も眠らせずにつるしあげたのだから現在なら人権問題でもあるし、不法強制監禁だろうが、当時はそれも通った。警察もだらしなないといえただらしなかった」(毎日新聞社編 前掲書、136 ページ)。

この協定書調印によって、生産管理闘争は修了するのであるが、この「人民裁判」事件は刑事事件に発展した。札幌地裁検事局は組合指導者7人を監禁、暴力行為などで起訴し、昭和22年12月2日、札幌地裁は5人に有罪、2人に無罪を言い渡した。札幌高裁も24年4月同様の判決を下し、さらに最高裁は28年6月、上告を棄却した。札幌地裁はこの事件について、不当な人権侵害であり、「労働運動の正当な範囲を逸脱した」と述べ、最高

裁も、「当時の社会情勢を考慮に入れたとしても社会通念上、許容される限度を超えた」と述べたのであった(同上, 137ページ)。

4. 読売争議

ここで、アメリカの占領政策と敗戦直後の労働運動の微妙な関係を象徴し、当時全国的に注目を集めた読売新聞社の労働争議を取り上げてみよう。読売新聞は、虎の門事件によって警務部長を免職となった警察官僚正力松太郎が野に下り、後藤新平から10万円の融資を受けてその経営権を掌握してから、大衆受けのする紙面編集と精力的な営業によって売上部数を伸ばし、太平洋戦争開戦時には150万部を越えて『毎日』『朝日』と拮抗するようになっていた。「正力は熱烈な国家主義者、頑強な軍協力者であり……戦時中に『読売新聞』を……日本軍事帝国主義の代弁者に仕立て上げた。1940年に全政党を解消させた“新体制”の推進役の1人として、大政翼賛会、翼賛政治会の幹部にもなり、東条、小磯両内閣の顧問をつとめ……旧体制と深く結びついていた」(セオドア・コーエン『日本占領革命』大前正臣訳、TBSブリタニカ、下巻、11ページ)。

ポツダム会談と同宣言のニュースが入ってきていた8月初旬、読売は社説において「過般のポツダム放送による対日屈服条件なるものは、一瞬世界の耳目をかすめて過ぎ去った一片の通り魔のようなものである。所詮真面目に相手とすべきしろものではない」(8月5日付)と断じて、焦土決戦を鼓吹するほどであった。

敗戦を迎えて、他の新聞社、たとえば『朝日』は8月23日の社説に『自らを罪するの弁』を掲げて、「国民の帰趨、輿論、民意などの取扱いに対して最も密接な関係を持つ言論機関の責任は極めて重いものがある……吾人は決して過去における自らの落度を曖昧に

し終わろうとは思っていない……『己を罪する』の覚悟は十分に決めている」と声明し、軍国主義政府とその戦争遂行に積極的に協力した責任を認め、旧来の社内体制を改革しようとする姿勢を示した。

これとは対照的に正力ワンマン体制といわれた読売新聞社では、幹部の中から旧体制改革の動きは起こらず、9月26日、客員であった哲学者三木清が獄死したとの報がGHQに「政治犯、思想犯」に対する迅速な解放措置を執らせた際にも、編集局長中満義親は「こうした問題を取り上げることは赤に与することになる」といって握りつぶしてしまう有様であった(井出孫六『戦後史』上、岩波書店、40ページ)。

後発の『読売』にとって取材、執筆、編集、印刷などの能力を持つ新聞人を集めるのは容易なことでなく、その思想の如何にかかわらず有能勤勉で待遇が悪くても働くという者なら誰でも採用する正力のいわゆる“アカ保護政策”の結果、当時の読売には左翼的な人物も相当多数存在していた。「要所要所に、警視庁時代の輩下を配しさえすれば、治安の専門家正力松太郎からみれば、記者、印刷工として有能な左翼の残党を抱えることは、さして心をくだくものではなかった」(同上、45ページ)。しかし皮肉なことに、正力読売に軌道修正を迫ることができたのは、正力のファナティックな戦争協力に批判的であり、終戦時に焦土決戦の呼号に反対して左遷を食らった経済部、外報部を中心とした中堅社員40数名であった。

「9月13日、読売では志賀重義^{ふみつら}、長文連ら有志によって、次のような要望が正力社長に提出される。

- 1, 社内機構の民主主義化(正力独裁、警察的な側近政治の打破)
- 2, 編集第一主義の確立(通俗的、煽情的な三面記事による販売第一主義の克服)
- 3, 戦争中国民を誤導した責任を明らかに

するため主筆及び編集局長の更迭

4, 人事の刷新 (政治, 経済面の充実を図るための人材の登用)

5, 待遇の改善 (低賃金の引上げ, 退職金規定の改正, 身分格差の廃止, 労働環境の改善など), 共済組合の自治化, 厚生施設の充実

要望の主眼は, 主筆高橋雄さいと編集局長中満義親の更迭にあったのだが, 正力はニベもなくこれを拒否した……正力の拒否にあった改革派の有志達は, 運動をヒラ記者や印刷現場にまで広める中で, 労働組合の早期結成を主張する人々を抑え, 労働組合の研究, 結成準備をも兼ねた「民主主義研究会」の結成へと動き出すこととなる。その頃, 郷里東北に待機していた鈴木東民の復職がなり……勇躍上京してきた鈴木が民主主義研究会の代表の位置についた」(同上, 48-9 ページ)。

鈴木東民とは, 東大在学時代吉野作造に師事し, 卒業後朝日新聞社を経て電通に入り 8 年間ベルリン特派員だったが, 反ファシズムの姿勢がナチス政権に容れられず身の危険を感じて帰国, 昭和 10 年読売新聞社に採用されたが再び反ナチス報道を理由に大島浩駐独大使から圧力がかかり外報部次長のまま休職となり, 故郷の岩手県湯田村に身を寄せていたが, 敗戦直後読売新聞を民主化しなければならぬという思いに駆られて上京し, 10 月 16 日単独で正力と交渉して復職を勝ち取った硬骨のジャーナリストであった。

これより先の 9 月 10 日, GHQ は『言論及び新聞の自由に関する覚書』を発表し, 「日本政府は新聞, ラジオ放送, その他の出版物などにより, 事実上反しまた公安を害するニュースの伝播を防止するための必要な命令を出すこと」, 「事実上反し, また公安を害するような報道をしたものに対し, 占領軍は発行停止を命ずること」を明らかにし, 日本の新聞や報道を占領軍の直接統制下に置く姿勢を示した。これによって同盟通信社は 15

日から 19 日間の配信停止, 朝日新聞は 19 日から 2 日間の発行停止が命じられた。同じ 9 月 19 日, GHQ は『日本に対するプレスコード』を発表した。それは次のようであった。

「1, ニュースは厳格に真実に符合しなければならない。

2, 直接間接を問わず, 公共の安寧を乱すような記事を載せてはならない。

3, 連合国に対して虚偽または破壊的批判をしてはならない。

4, 連合国占領軍に対して破壊的な批判を加えたり, 占領軍に不信や怨恨を招くような記事を載せてはならない。

5, 連合軍の動静について, 公式に発表されない限り言及したり議論してはならない。

6, ニュースの筋は事実通り書かなければならず, かつ編集者の意見を完全に避けなければならない。

7, ニュースの筋は何らかの宣伝に合うように脚色してはならない。

8, ニュースの筋の小さな詳細は, 何らかの宣伝を強めたり展開するために過度に強調してはならない。

9, ニュースの筋は関連する事実や詳細を省いてゆがめてはならない。

10, 新聞の編集に当たっては, ニュースの筋は何らかの宣伝や展開の目的のために不当に目立たせてはならない。」

(外務省特別資料部編『日本占領重要文書』日本図書センター 第 2 巻 P. 180)

その後も 9 月 22 日『ラジオコードに関する覚書』, 24 日『新聞及び通信社に対する政府統制廃止に関する覚書』, 27 日『言論, 出版及び通信の自由についての追加措置』などが次々と出された。これらは従来の日本政府による情報統制を完全に撤廃して, 軍国主義的宣伝に替えて自由に正確なニュースを国民

に知らせるとともに、同時に占領政策に反する報道は嚴重に取り締まるという姿勢を示したものだ。このようにして天皇がマッカーサーを訪問した時の写真は、旧情報局による9月27日『朝日』『毎日』『読売』の発売禁止となった後、占領軍の情報統制廃止指令によって29日に掲載されたのだ。

10月になると、治安維持法の廃止や政治犯の釈放など、軍事的帝国主義体制を否定して国民に政治的自由を与える措置が次々ととられ、11日には『5大改革指令』が出された。そこには従来の拘束的・抑圧的な政治体制を廃して新たに民主主義的な政治秩序を作り上げること、そして「人権の確保」の一環として、婦人を解放し、労働者に労働組合の結成を奨励することが明記されていた。

読売新聞社に社内改革の動きが出てきたのはこのような時期であった。民主主義研究会は改めて5項目の要求を「嘆願書」にして会社側に提出し、研究会の公認を迫ったが、交渉を重ねる中で正力はそれを拒否し続け、不満がある者は社をやめろと発言した。もはや労働組合を作るほかはないとの考え方が社内には広がった。「10月22日、民主主義研究会の代表が、組合結成のための社員大会開催許可を申し入れた時、正力社長が自らの戦争責任追及を議題としないことを条件にこれを受け入れたのも、GHQの意向と無関係ではなかったろう」(井出、前掲書、50ページ)。

「折も折、道一つへだてた朝日新聞社では、言論機関としての戦争責任を明らかにするため全重役の退陣が決まった。このニュースが読売新聞の職場にどれほど大きな刺激を与えたかは、翌23日早朝から開かれた社員大会に、在社するほとんどの従業員1000余名が集まったことに示されている。なかでも、インキと油のおいさをただよわせた印刷現場の工員たちが、草履、下駄ばきのまま大会会場の一角を占めた時、そこには異様な緊張と昂奮がかもしだされた」(同上、51ページ)。

議長に鈴木東民が推されて就任し3時間余にわたり白熱的討論を重ねた結果、次の4項目を満場一致で決議し、素志の貫徹を誓った。

- 「1、読売新聞従業員組合の結成と承認
- 2、社内機構の決定的民主化
- 3、従業員の人格尊重と待遇改善
- 4、自主的消費組合並びに共済組合の結成」

正力の牽制にもかかわらず、朝日新聞社の「改革」の影響は避けがたく、渡辺文太郎提案による緊急動議が出された。「我らは戦争責任を明らかにするため、読売新聞社員大会の名を持って、社長、副社長以下全重役ならびに全局長の即時総退陣を要求す」。金近靖、大河内敏夫などベテラン社員が正力批判を披露するに及び、大会は役員総退陣をも圧倒的多数で決議しこれらを正力社長に手交することにした。従業員組合準備委員会は闘争準備委員会となり、社長側が拒否した場合には直ちに果敢なる闘争を展開する事が決定された。

10月24日正午、正力は、鈴木島民、志賀重義、長文連、坂野善郎、菱山辰一、山主俊夫の6名を呼び、強硬な最後回答を行なった。

「回答

- 1、戦争責任は諸君から云為されるべきものではない。したがって決議の趣旨により退職する意思はまったくない。
- 2、しかしながら、自分がかねてからの素志に基づいて、本社の戦災復興一段落の暁には進退を考慮するつもりである。
- 3、ただし、今回の事件について、社を騒がせたものはその責任をとるべきである。

交渉に臨んだ代表6名のうち、鈴木島民、長文連、坂野善郎、菱山辰一、山主俊夫の5名のかく首が通告された」(同上、52ページ)。

その日の昼休み、社員達は社長の回答を聞くために編集局に集まっていたが、6名の代表が帰ってきたので急遽社員大会の開会が宣せられた。鈴木島民は編集局長の机の上に上

がり、怒りに身を震わせながら経過を報告し、5名に対する首切り宣告を伝えた。「そのとき、鈴木島民は、「われわれは要求貫徹のため闘争状態に入り、25日付の新聞から、われわれの手で自主的に新聞を製作しよう」と闘争宣言を行ない、さらに付け加えて「われわれは断固として戦争責任を追及する。引き続き第2、第3の戦犯追及を行わなければならない」と絶叫した（増山太助「第1次読売争議史」（労働運動史研究会編『産別会議』労働旬報社所収、27ページ））。

大会は組合結成準備委員の中から各部ごとに闘争委員を選出することを決定し、最高闘争委員には鈴木島民、志賀重義（資料部次長）、武藤三徳（経済部次長）、小山義一（社会部）、小川浩（工場）の5名を選出、後に金近靖、山主俊夫、鴫沢幸治（航空部長）の3名が追加された。「大会が終わると、従業員達は勝どきをあげながら、中満編集局長や小島文夫工務局長をその椅子から退去させ、ここに『読売』労働者による「新聞の自主管理」＝生産管理闘争が開始されたのである」（同上）。

「翌25日には、最高闘争委員を含む編集委員会が最高闘争委員会の下に設けられ、その委員長には上海総局長を務めて引き上げてきた田中幸利が就任した。また、この日の午後3時30分から編集局で読売新聞社従業員組合の結成大会が開かれ、クローズド・ショップ制による規約を岩村三千夫が提案、可決し、重役を除く全職制を含む企業内組合として発足した」（同上）。役員としては、組合長に鈴木東民が就任し、書記長を置かず、執行委員は各部単位に10名に1名の割合で選出し、その中から常任執行委員を選ぶこととし、執行委員の増山太助（経済部）、小俣行夫（社会部）が書記として実務に当たった。

最高闘争委員会の下に設けられた編集委員会（田中利幸委員長）と生産委員会（小川浩委員長）が協力して発行した「生産管理」新

聞第1号（10月25日付け）は、GHQ民間情報教育局が24日に発した「自由にして独立せる新聞を確立する」ための通告を大見出しで報じ、また23日、24日の社内における民主化運動の様子を伝えている。そしてその後小さく、「現在本紙の紙面製作は右準備委員会の自主的管理と全社員の結束によって平常と何ら異なることなく継続されている」と注意書きを入れている。25日付社説は、『新聞への断罪』と題されている。この社説は、敗戦直後の新聞人の決意が表出した記念碑的な文書であるから、全文を掲げよう。

「戦争責任者を徹底的に掃蕩し、それらが抱った牙城たるその機構制度を徹底的に変革すべきである。これ日本民主化の第一前提である。戦争犯罪者として告発せられざるの故をもって、戦争責任者がてん然としてその牙城を固守するかぎり日本の民主化は断じて行はれない。

今日政軍経その他各部門にわたって戦争責任の告発、追及、糾弾及び機構制度の改革はすでに進捗しつつあるにかかはらず、ひとり文化部門にはまだ及んでいない。戦争への煽情、その遂行についての文化界の負ふべき責任は決して少なくない。これへの追及は当然行はるべきであるし、近く具体的に現実化するものと信ずる。文化部門に於ける新聞のもつ役割はいふまでもなくすこぶる大きい。この戦争の前後を通じてこの新聞がたとえ弾圧の下にあったとはいえ軍閥、財閥、官僚等の特権階級の手先となり、戦争への国民の駆立て、戦争の拡大に果たした罪は限りなく大きい。而も度を超えて進んで彼等に阿附するの醜態をさへ演じたのである。ことに真実を伝へざるのみならず、事実とまったく反対の報道を臆面もなく報じて国民を欺瞞し、国民の戦争についての認識を誤らせ、その目を眩ませた罪に至っては正に万死に価する。一言以って尽せば、戦争責任における新聞の罪は今日徹底的に断ぜざるをえない。

新聞への断罪は先づ新聞をかくあらしめた政治機構、財閥、軍閥、法制、制度の変革即ち社会機構の全般的変革を先づ必須条件とするが、新聞それ自体としては特権階級と積極的に一体となり、統制、指導者組織などの全体主義の波を利用して社員の生活を犠牲にし、弾圧によって社員の筆を封じ、それによって自腹を肥やした新聞財閥の首脳及びその手先を清掃しなければならない。それと同時に彼ら新聞財閥がかかる弾圧と搾取とをなすに利用したからくり即ち新聞従来旧機構、旧制度をていつし、廃止し、社員の下からの全意志を組織化した新しい民主主義機構と制度とをもって、民主化に徹底した紙面を作り上げることが絶対に必要である。

しかしながら新聞首脳部の態度を見ると、戦争中は勿論、終戦以来社会各部門の民主化が進み、軍閥先づ崩れ、財閥の解体も近く、官僚への痛棒も下された今日、彼等のみは依然として天下の公器新聞を私物として従来

の特権、一身の利害を固執して頑として譲らず、読者諸君が毎日見らるるような随処随時に死せる軍閥を擁護し、腐れ果てた官僚に味方するとき尻尾を出す仮装的民主主義によって一時を糊塗する態度に出たばかりでなく、下からの新聞民主化の良き意志と企画とに対してこれを蹂躪し、かへって挑戦するの態度に出で来たのである。

この新聞財閥に対して同業朝日新聞先づ戦の火蓋を切り果敢なる闘争によって重役幹部の総退陣を闘ひ取り、本社また社員大会を開催して従業員組合の結成、社長、副社長、全重役、全局長の辞職を決議し全くの戦闘状態に入ったのである。かくて「新聞」への断罪の日も近かるべく、かくしてこの断罪によって新聞の民主化、それを通じての日本民主化の画期的前進が必至のものとして現はれるであろう」(井出、前掲書、53-4ページから引用)。